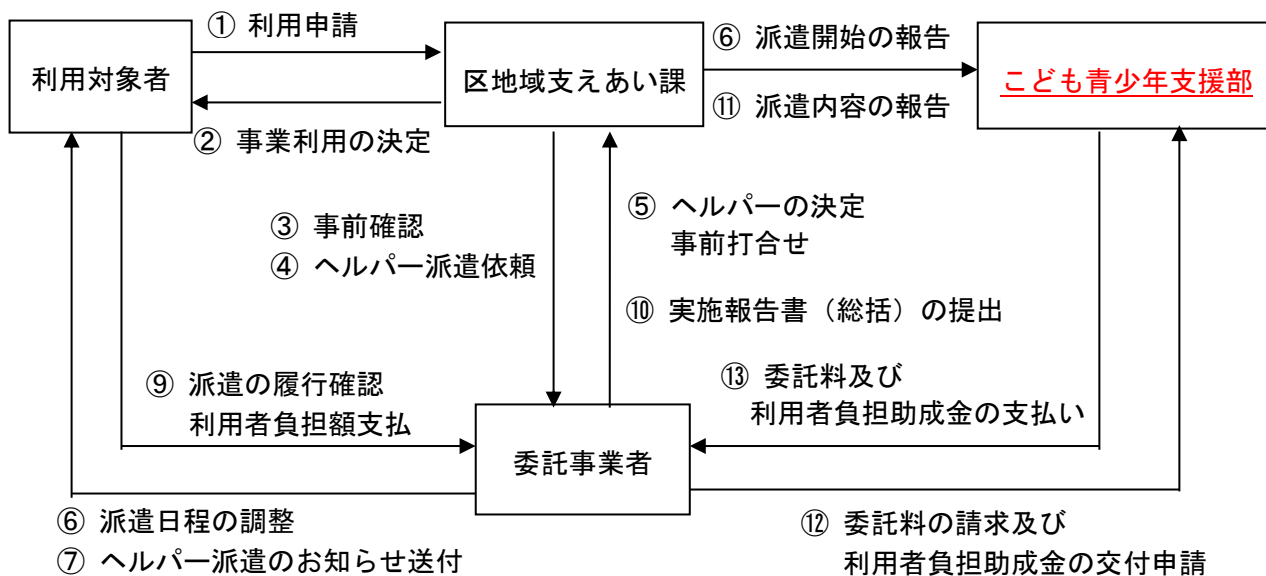


下線部は令和5年度と異なる部分です。

令和6年度広島市産後ヘルパー派遣事業事務フロー



- ⑥ 派遣日程の調整
- ⑦ ヘルパー派遣のお知らせ送付
※ 写しを区地域支えあい課へ送付
- ⑧ ヘルパーの派遣
- ⑨ 利用者負担額の徴収（利用者負担額助成金額を控除）・領収書発行

派遣対象者の決定

- ① 利用対象者は、産後ヘルパー派遣事業の利用について、区地域支えあい課に「広島市妊娠・出産包括支援事業利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）」を提出する。
- ② 区地域支えあい課は派遣の必要性を確認し、事業の利用を決定する。

産後ヘルパー派遣の調整

- ③ 区地域支えあい課は、派遣の実施について、事業所に事前確認を行う。
- ④ 区地域支えあい課は、「広島市産後ヘルパー派遣依頼書」（第4号様式）により、事業者に産後ヘルパーの派遣を依頼する。
- ⑤ 事業者は、区地域支えあい課の依頼に基づき産後ヘルパーを決定し、区地域支えあい課と派遣について事前打合せを行う。

派遣開始からの流れ

- ⑥ 事業者は、派遣依頼書に基づき利用者と日程調整を行う。
- ⑦ 日程が決まったら、利用者へ「広島市産後ヘルパー派遣のお知らせ」（第5号様式）を送付し、写しを区地域支えあい課へ提出する。
- ⑧ 利用者へ産後ヘルパーを派遣する。
- ⑨ 産後ヘルパーは、サービス実施毎に「広島市産後ヘルパー派遣内容確認書」（第6号様式）により利用者から履行確認を受ける。（利用者負担額助成金相当額を控除した上で、利用者負担額を徴収する。）
- ⑩ 事業者は、ヘルパーを派遣した日が属する月の翌月10日までに上記⑨の第6号様式と広島市産後ヘルパー派遣実施報告書（総計）（第12号様式）を書面により区地域支えあい課へ提出する。ただし、派遣期間途中で報告すべき事項があった際は、速やかに電話等で区地域支えあい課に連絡する。
- ⑪ 区地域支えあい課は、事業者の派遣内容についてこども青少年支援部に報告する。
- ⑫ 委託事業者は、業務を履行した月の翌月15日までに、広島市産後ヘルパー派遣請求書（第13号様式）及び広島市妊娠・出産包括支援事業実施利用者負担助成金交付申請書（別紙様式）により、こども青少年支援部に委託料の請求及び助成金の交付申請を行う。
- ⑬ こども青少年支援部は、事業者から提出のあった実績報告書をもとに、援助員派遣に係る委託料及び利用者負担助成金を事業者に支払う。

下線部は令和5年度
と異なる部分です。

【重要】令和6年度において利用者から徴収する利用者負担額

- 令和6年度においては、広島市妊娠出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱に基づき、広島市が利用者負担額の半額を助成します。
- 利用者負担助成金は、委託事業者から広島市に対する助成金交付申請に基づき、広島市から委託事業者に対して支払います。
- このため、産後ヘルパー派遣事業実施事業者は、以下のとおり、利用者負担助成金を控除した金額を利用者から徴収してください。

【令和6年度における利用者負担額の徴収金額】

利用者負担額から広島市妊娠出産包括支援事業利用者負担助成金を控除した金額

世帯種別		世帯 区分	利用者から徴収する金額（派遣時間ごと）		
			1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで
市民税課税世帯	児童手当の所得制限 範囲外の世帯	1	500円	750円	1,000円
	児童手当の所得制限 範囲内の世帯	2	250円	375円	500円
市民税非課税世帯 または生活保護世帯		3	0円		

※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日利用分に対して適用